婦人労働資料　第 50 号

労働組合のなかの婦人

——1955年——

労働省婦人少年局

はしがき

一九五五年は輸出の好調等によって、最近数ヵ年にみない安定した経済情勢をもたらし、全体として深刻な労働争議はなかったといわれておりますが、生産性の向上、企業の合理化が進展している一方で、女子労働力人口の増大、女子雇用の状況の変化などにともなって婦人に特殊な職場の問題も起りつつあります。

この間にあって組織のなかの婦人はどのような足どりをのこしたでしょうか。また婦人部が前年度の課題としても越した懸案や具体策についてどのような活動がすすめられたでしょう。

この資料は一九五五年における労働組合のなかの婦人の概況をとりまとめたもので、ここにかかげた事例は必ずしもすぐれたもののみを集めたというわけではなく、ただなるべく広範囲にわたって例をあげて御参考に供しようとするものです。

不備の点も多々ありますが、婦人の労働教育に関心の深い方々や、婦人組合員のみなさんに幾分でもお役にたてば幸です。

一九五六年五月

労働省婦人少年局

目次

第一部　労働組合のなかの婦人の概観……一
男女別労働組合員数（第一図）……二
産業別男女別労働組合員分布状況（第二図）……四
製造業における男女別労働組合員数（第三図）……五
都道府県別女子労働組合員数（第四図）……六
産業別男女別労働組合推定組織率（第五図）……七
産業別女子雇用者数に対する女子推定組織率の比較（第六図）……八
年次別男女別労働組合推定組織率の推移（第七図）……九
全国主要労働組合のなかの婦人の割合（第八図）……一〇
第二部　労働組合のなかの婦人の現況……一二
婦人労働者の組織状況（解説）……一二
婦人部の現況……一二
一、婦人対策機構について……一二
二、婦人部の活動状況……一七
㈠組織活動……一八
㈡教育啓蒙文化活動……二三
㈢調査……二六
㈣資料の作成……三〇
三、婦人部がとりあげた諸問題……三二
付表Ⅰ　産業別単位労働組合数及び組合員数……三九
付表Ⅱ　都道府県別単位労働組合数及び組合員数……四二
付表Ⅲ　産業別、男女別労働組合推定組織率……四三
付表Ⅳ　年次別、男女別労働組合推定組織率……四四
添付資料
一、全国主要労働組合系統表……四四
二、全国主要労働組合婦人部、青年婦人対策部名簿一覧……四五

第一部

労働組合のなかの婦人の概観

第1図　男女別労働組合員数

（1955年6月）

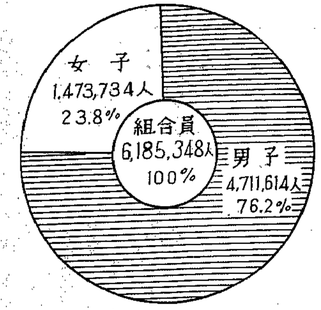

注　1）付表1　産業別単位労働組合数及び組合員数参照。
労働省労働統計調査部調「労働組合基本調査」

【解説】

男女組合員の割合は、労働組合員100人について男子約76人、女子24人で、前年にくらべて女子の割合が少し増えている。

女子組合員数は前年同月の1,381,623人に比し6.7％増、同じく男子は4,604,545人に比し2.3％の増となつている。

第3図 製造業における男女別労働組合員数 (1955年6月)

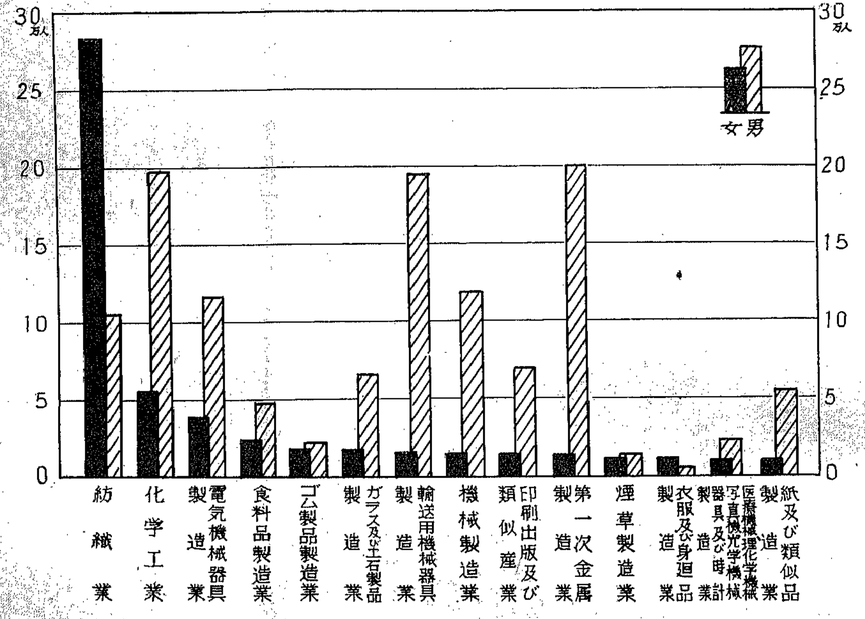

注 1) 製造業中女子組合員 10,000 人以上を掲載 (日本標準産業分類、中分類)
2) 付表1 産業別単位労働組合数及び組合員数参照。

労働省労働組合基本調査

第2図 産業別男女別労働組合員分布状況

(1955年6月)

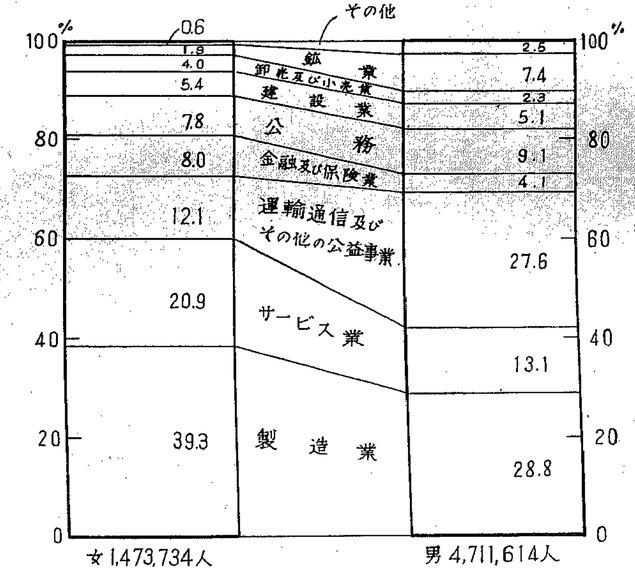

注 1) 産業分類は日本標準産業分類大分類。
2) 付表1 産業別単位労働組合数及び組合員数参照。

労働省労働組合基本調査

第4図　都道府県別女子労働組合員数

（地域別分布）　　（1955年6月）

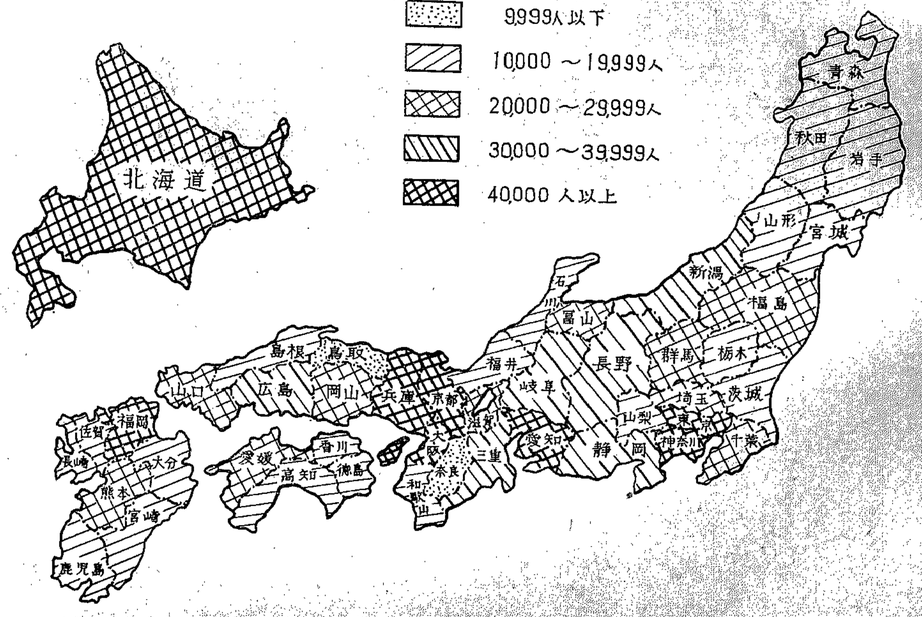

注　1）付表2　都道府県別単位労働組合数及び組合員数。

労働省労働組合基本調査

第5図　産業別男女別労働組合推定組織率

（1955年6月）

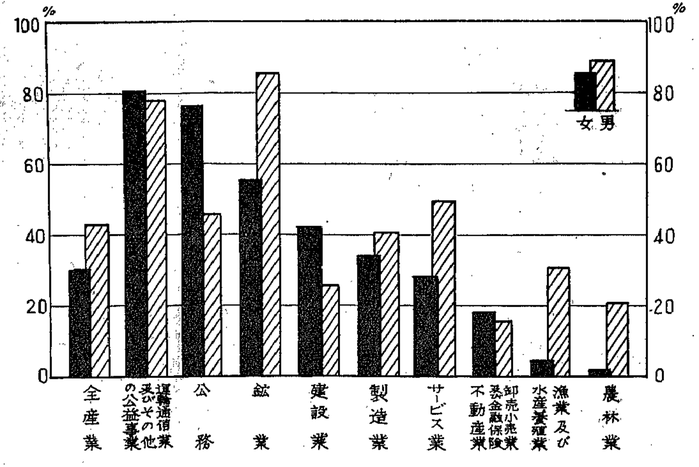

注　1）付表3　産業別男女別組合推定組織率参照。

労働省労働組合基本調査

第7図　全産業における年次別男女別労働組合推定組織率の推移

（戦　　後）

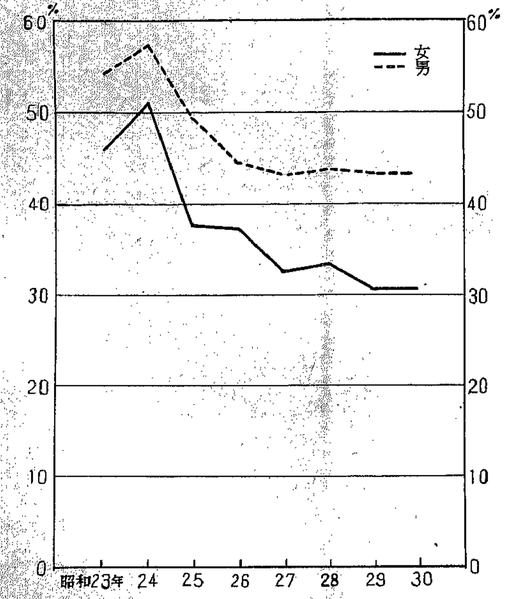

注　1）付表4　年次別男女別労働組合推定組織率参照。

〔解説〕

全産業における推定組織率は、男、女とも前年とほとんど同じである。

産業別にみて女子の組織率が向上しているのは公務（27.6%）、運輸通信業及びその他の公益事業（14.0%）、鉱業（3.2%）であり、低下しているのは建設業（7.3%）、漁業及び水産養殖業（6.1%）、サービス業（0.6%）である。

第6図　産業別女子雇用者数に対する女子推定組織率の比較

（1955年6月）

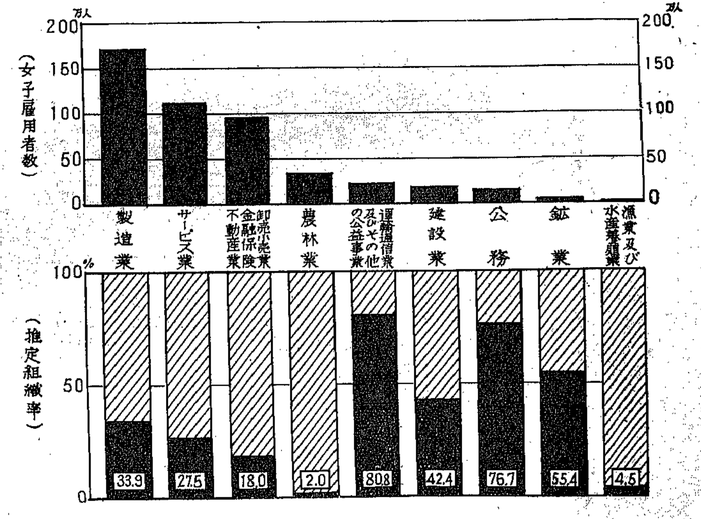

注　1）産業分類は日本標準産業分類。

2）中分類雇用者数は総理府労働調査による。

3）付表3　産業別男女別労働組合推定組織率参照。

労働省労働組合基本調査

第8図　全国主要労働組合のなかの婦人の割合（1）（1955年12月 婦人少年局調）

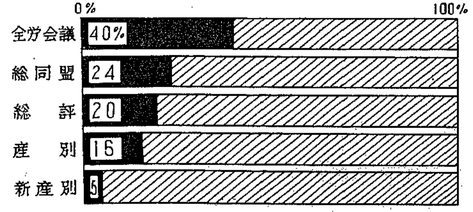

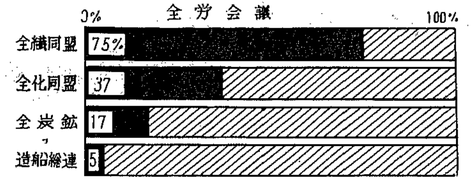

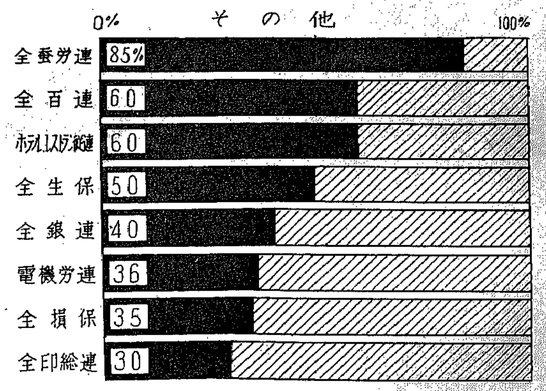

注　1）男女組合員数は各組合の呼称数による。
　　2）主要労働組合中婦人組合員の少い組合は省略。
　　3）労働組合名は略称、配列は上部団体別、婦人組合員%数順。
　　4）左下図、全化同盟、全炭鉱、造船総連は総同盟に加盟。

第8図　全国主要労働組合のなかの婦人の割合（2）（1955年12月 婦人少年局調）

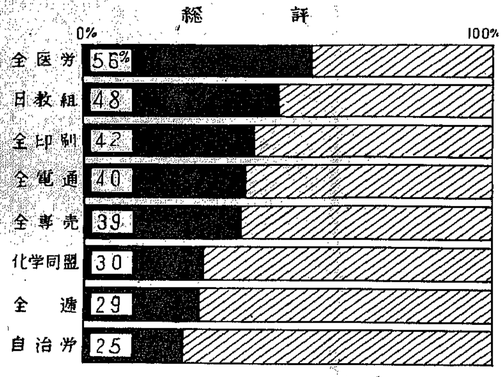

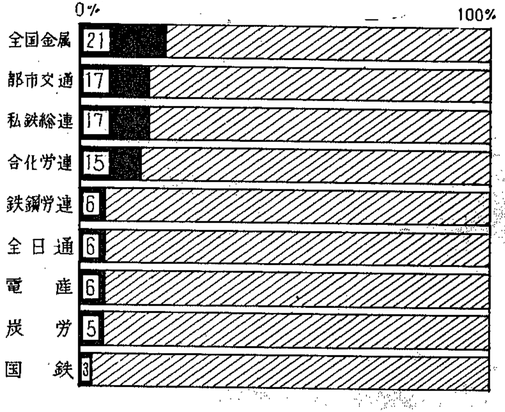

第　二　部

労働組合のなかの婦人部の現況

婦人労働者の組織状況（解説）　――一九五五年六月現在――

婦人雇用者数は四七九万人で、そのうち組合員数は一四七万三、七三四人、組合員総数（男女計）の二三、八％を占めております。

次に婦人組合員の婦人雇用者数に対する組織率は三〇、八％となり、一九五四年とくらべて、雇用者数において三二万、組合員数において九万二、〇〇〇といずれも増加しているため前年とほぼ同じです。

産業別に婦人組合員の状況をみますと、婦人組合員数が最も多いのは、製造業の五七万九、四七六人――そのうち約半数は紡織業です――組合員総数の二九、九％、次がサービス業の三〇万八、三一五人（総数に対する婦人の割合は三三・三％）、運輸通信及びその他公益事業一七万七、七八五人（一二、〇％）、金融及び保険業一一万七、五九〇人（三八・一％）、公務一一万五、〇五一人（二一・二％）、建設業八万〇、五八三人（二五・一％）、卸売及び小売業五万八、二八六人（三五・一％）、鉱業二万七、六八七人（七・三％）の順となつております。

又婦人雇用者の組織率が最も高い産業は、運輸通信及びその他公益事業の八〇・八％、以下公務七六・七％、鉱業五五・四％、建設業四二・四％、製造業三三・九％、サービス業二七・五％、卸売小売及び金融保険不動産業一八・〇％、漁業及び水産業殖業四・五％、農業二・〇％となつています。

婦人部の現況

一、婦人対策機構について

設置、運営状況

組合における婦人のための対策を担当する機構は、現在いろいろの形でもたれています。組織の一専門部としては、婦人部、婦人対策部、青年婦人対策部又は他の専門部――例えば組織部や教宣部のなかにふくまれているもの、婦人対策に関する協議機関あるいは決議機関としては、婦人代表者会議婦人対策委員会、婦人協議会、婦人部大会、婦人部中央委員会等、性格も名称も組合によつて一様ではありません。

そしてこれらの設置運営については、組合規約等の中にうたわれているものも、うたわれていないものもあります。

多くの場合にみられる運営方法は、婦人部大会や代表者会議等において婦人部の年間運動方針、事業計画等が、組合の方針にもとづいて協議され、その結果は執行委員会を経て、婦人部、婦人対策部等の実践に移されてゆくということになつています。又婦人大会等が婦人対策の決議機関となつている場合は、その会議での決定事項は重要なものについては執行委員会に報告されますが、他はだいた

いそのまま婦人部が活動にうつしてゆくことになっているようです。

以上のように、婦人対策機構は組合によってまちまちですが、同一組織内においても、設立以来いくつかの変遷を経て現在に至っているものが少くありません。

女子組合員が七割近くを占めるある組合では、結成当時婦人部を設立していましたが、やがて婦人対策部に切りかえ数年間その形を持続した後、青年部と合併して青年婦人対策部とし、その後「組合活動そのものが婦人主体の活動である」という理由から青婦対策部も解消し、現在は教宣部に包含されて、とくに中央執行委員の一人が青婦対策を担当しています。しかし対外問題をはじめ、婦人組合員の諸問題処理のためにはやはり専門の婦人相談の窓口が必要であるというので、最近特別専門委員会として、婦人研究委員会というのが設置されているそうです。

この組合の支部の半数は現在も婦人部等をもっています。また、ある組合では、中央に最初の数年間は婦人対策部がありましたが、その後組織部に包含されるとともに婦人対策担当者をおくことにしました。この担当者は婦人代表者会議で推選され、大会において信任投票を行って決められることになっていますが、傘下組合の婦人部等の設置率は一〇〇%です。

その他組合設立後間もなく婦人協議会として発足、その後婦人部に切りかえられて現在に至っている組合、連合体結成と同時に婦人部を設立、数年後に婦人対策部と改称して現在に至っているところ、逆にはじめ数年間婦人対策部であって後、婦人部と改正して現在に至っている組合等、その例はいろいろあるようです。

予　算

婦人対策のための予算は独立しているもの、総合予算中にふくまれている場合、独立、総合の両方をもっている場合がみられますが、いずれも婦人対策のための会議費、機関紙誌の出版、資料及びパンフレット等の作成、論文募集、講座等の啓蒙宣伝費、調査費、オルグ費等に当てられているようです。

次に組合規約等に婦人対策機構の設置、運営に関する項が明示されているものの例を二、三あげておきましょう。

例　A

代表者会議が青婦対策部運営上の協議機関としてもたれている場合。

連合会規約中の「書記局及び専門部」の条項に「中央執行委員会の下に左の局及び専門部を置く」とし、書記局、組織部、教育宣伝部等と並んで青年婦人対策部の設置が明示されています。

さらに、青婦対策部運営要綱を別に設けて、その性格、設置目的、基本的任務等を規定し、運営については「対策部は部長、副部長、部員若干名で構成される対策部会、並に青年婦人代表者会議によって運営する。

部会は対策部の最終的意志の決定と、必要事項の協議執行にあたり単組対策部を指導する機関であって随時に部長が招集する。

代表者会議は、対部会の協議機関であって、毎年一回連合会大会直後に部長が招集し、対策部会の提出する事項を協議する」と定められています。

例　B

婦人部大会が婦人部運営上の最高決議機関と規定されている場合。

婦人部の設置については、連合会規約中に専門部として規定されており、くわしくは別に定める連合婦人会部規約によって運営されています。

この規約には婦人部の目的、事業等がもられていますが、そのうち運営に関する主な項を抜すいしますと、

この婦人部には次の機関をおく。

一、大　会　一、委員会　一、幹事会。

大会はこの婦人部の最高決議機関であって代議員と役員とをもって構成し、毎年一回定期大会を開催する。但し委員会の要請があった時は臨時に開催する。又次のことは大会できめなければならない。

一、運動方針　一、規約改正　一、役員選出　一、会計報告

婦人部委員会は、大会に次ぐ決議機関であり、各加盟組合婦人部員数〇〇の割で選出された委員と役員をもって構成し、毎月二回開催する。（以上二会議は、いずれも部長が招集することになっている）

幹事会は大会及び委員会の決定事項を執行する機関であって、役員を以て構成し、必要に応じて開催する。」となっています。

例　C

代表者会議独自の規程をもち、協議機関として中央執行委員長が招集する場合

組合規約中には、とくに「青婦対策部を設置する」と明示されてはいませんが、「必要な部門を設置することができる」という条項があり、これにもとづいて青婦対策部が設置されています。

ほかに青婦対策に関する規定としては、青年婦人代表者会議規程があり、会の目的、運営等をうたっていますが、そのうち運営に関する条項をひろうと、次の通りです。

「青婦代表者会議は年一回中央執行委員会の承認をえて、中央執行委員長が招集する。

青婦代表者会議は中央執行委員と各支部、青年部婦人部選出の代表者によって構成する。

青婦代表者会議は青年婦人対策部長が直接運営に当る部長は中央執行委員会の承認をえてこの会議の運営要綱を定める。部長は青婦代表者会議の目的を貫徹するために青婦代表者の意向を適確に把握し実践活動の指導対策を確立する。」

二、婦人部の活動状況

一九五五年に、婦人部（以下婦人部、婦人対策部、青婦対策部等の婦人対策機関をふくむ）が、前年度の課題としてもち越した懸案や本年度新たに提出した活動目標をこの一年間の活動のなかに、どれ

のようにもり込んですすめていったかを、婦人部の資料や、組合員の意見にもとづいてのべてみましょう。

(一) 組織活動

組合中の婦人役員

婦人組合員が中央組織の役員として活躍している例は、全体からみるとごくわずかしかなく、それも女子組合員が組合員総数の半数、もしくは過半数を占めている場合が多いようです。もっとも支部、単組には正副執行委員長、執行委員等の婦人幹部の進出が比較的活潑化されているところもみられますが、一方「大会の度に婦人の役員や代議員がへってゆく」と婦人組合員達が憂慮して話す声もきかれました。

全般的にみて、組合における婦人の地位はまだまだ高くないと言えるのではないでしょうか。そこで多くの組合の婦人たちは婦人の実力を伸ばし、結束して組合の中における婦人の力を強くし、地位を高めるために婦人の役員を多く出そうと努力しています。

婦人部大会、婦人代表者会議等

組合活動には組織、教育啓蒙、文化、調査、資料作成等がありますが、いずれもその最終目的は「組合員としての意識を高めて組織を強化するため」にあることがうかがわれます。ここではそのなかでも純組織活動といった面だけについてみることにしましょう。

婦人対策機関をもつ組合では、例年一回か二回、婦人部等の組織活動として、代表者を招集しての婦人部大会か婦人代表者会議等を開催して、前年度の運動を反省すると同時に本年度の活動目標や方針をきめています。

これら会合の性格については、さきに婦人対策機構の設置運営状況のところでのべたとおりですが、最近の会合は全般に会のもち方が形式的でなく、実質的な話し合いの傾向にむいてきているようです。このことについては「以前にくらべて自主性、積極性が相当みとめられ、発言も活潑になった」と婦人代表者会議等を傍聴した男子組合員もいっています。

しかし一面「前よりよくなったとはいえまだ低調だった」「当をえていない発言が多い」「発言がかたよっている」等、婦人組合員自身の反省もみられます。

方法は例年と同じように、二日間にわたる場合が多く、会期を通じて全体会議一本で討議しているところ、問題別にいくつかの分科会にわけて、くわしく討議し合った後、各の結果を全体会議において報告、討議する場合とがみられます。適宜、講演やレクリエイションを組み合わせている例も少くありません。

次に全国組織をもつ、いくつかの組合について、年間にもたれた婦人部大会、婦人代表者会議等を中心とする組織活動の例をあげることにします。(大会、代表者会議等は、議事録より抜すい)

A 婦代会議(年一回)

日程　三日間

出席者　約一五〇名(各単組一名、各地連婦対部長一名、オブザーバー)

性格　規約に定められた正規の決議機関でない。決定事項はすべて中央執行委員会の議を経て後、実践に移される。

(主な会議内容)

本会議

前年度の決定事項についての実行経過報告(地連地区ごと)

分科会

第一　婦人の権利は守られているか

第二　文化活動はどうやったらよいか

第三　結婚と職場について

第四　福利厚生面は改善されているか

第五　労働条件は守られているか

本会議

分科会報告及び討論

この会合で話合われたことは執行委員会にかけられて決定しますが、その後地連、単組へと流され、それぞれの婦人部はこれを活動に移すことになります。

横の連絡は、地連婦対部で下部単組婦人部長を召集して地連婦代会議を開いたり、単組婦人部毎に交流こんだん会やレクリエイションを行つたりして実践しているそうです。

B 青年部婦人部大会(年一回)

日程　二日間

出席者　単組から選出された代議員約二五〇名

性格　青婦対策の最高機関

(主な会議内容)

全体会議

経過報告

青年部、婦人部の各部長、副部長幹事選出

年間活動方針決定

分科会

第一　サークル活動について

第二　恋愛と結婚と共稼ぎ

第三　どうしたら組合を強化できるか
第四　平和を守るためには
第五　仕事は何故楽にならないか
第六　生活は楽になったか
第七　健康にして文化的な生活をするために

全体会議

分科会報告

平素の組織活動は、本部内にある青婦合同幹事会において、前年度大会できめられた活動方針にもとづきつつ当面のことをとり入れて月間活動方針をねり、さらにこれを青婦合同委員会にかけて決定し、具体的な活動方法等を決めた上で専門班が実行にうつしているそうです。そしてここで積み上げられた数々の問題を集約検討した結果が、次年度の運動方針として次期大会に出されるという仕組になっています。大会できめられたことは、大会出席の各単組代表がもち帰って単組の活動に移すことになっています。

又横の連絡としては地区支部があって支部単位に連けいをもっている所もありますが、普通は単組代表から構成されている本部の青婦合同委員会の諮問機関）

青婦合同幹事会（青婦合同委員会の諮問機関）

部長、副部長、幹事によって構成され、月二回開かれる。

青婦合同委員会（決議機関）

単組代表で構成され、月二回開かれる。

C　婦人対策委員会（年三回　各回一日ずつ）

出席者　県連及び主要単組婦人関係代表十数名

性格　諮問機関

第一回（設置後最初の顔合せ）

各出身組合の状況報告

各婦人こんだん会運営上の悩みについて話合い

本年度のスケジュール

年間資料発行計画

第二回

年間行事の細かい計画

食事改善のための標準献立の具体化

歌集発行の相談

各県連、単組の資料交換

自治会と組合の関連について討議

第三回

賃上闘争の報告と討論

今後の日常活動をいかに進めるか

この委員会で話合われたことは本部婦人対策部を経て、執行部に反映すると同時に、各県連婦人こんだん会へ、さらに各単組の婦人部あるいは婦人こんだん会（婦人関係組織をもたない単組は婦人組合員代表者）へ流されてから実行に移されるということになっているそうです。

又この組合では「婦人の話し合いの場、つまり婦人こんだん会を県連、単組に出来るだけ多くつくり、気らくに身の廻りのことについて話合いを始めることから組織を強化しよう」とかねて運動を進めています。

横の連けいを強める方法としては合同こんだん会、女子オルグ団の交流等も活潑に行われているようです。

D　全国婦人部代表者会議（年一回）

日　程　一日間

出席者　約五〇名

（各地区代表者一名、地方本部毎に一名の婦人代表者、中央本部、婦対部、中執）

性　格　協議機関

五月会議

（主な会議内容）

一般経過報告及び婦対部報告

批判討論（各地区活動状況報告をふくむ）

議　事

1　活動方針について

2　組織強化について

3　その他

4　対婦部中執推せんについて

十一月会議（青年部と合同で開催）

（主な会議内容）

経過報告と反省、批判

議　事

1　当面の活動方針

2　その他

この会議の結論は地方本部――地区本部（府県単位）――支部の順で流されますが、それぞれの婦人部で具体化して実践にうつすことになっています。また各の地方本部、地区本部においても、中央にならって婦人代表者会議が開かれ、傘下婦人代表者が集って種々の問題を討議して横の連けいをとっているそうです。

E　青年婦人代表者会議（年二回の予定）

日　程　二日間
出席者　約三〇名（各地連代表二名、オブザーバー）
性　格　諮問機関
（主な会議内容）
一、情勢報告
　中　央
　地　方
　バス車掌の深夜業について
　生理、出産休暇について
　サークル活動について
　結婚後の仕事について
一、活動方針と運営要綱
　前年度の反省
　今年度の活動目標の決定と具体策の討議決定
　具体策　サークル活動を進めよう
　　地域的な結びつきを強めよう
　　青婦代表者会議
　　ブロック別職場交流
　　通信活動
一、事業計画決定

この会議で話合われたことは、重要な事項については執行委員会にかけて決定されますが、普通のものについては各地連代表がもち帰ってそれぞれ下部単組に流して実行に移されているそうです。

又、下部組織活動として各地連の青婦対策部が年二回位ずつブロック会議を開いて職場交流をはかっているということです。

F　寄宿舎自治会全国大会（年一回）

日　程　二日間
出席者　約七五〇名（本部役員、本部寄対委員、各単組代表、オブザーバー）
性　格　協議機関
一、本部報告
一、研究発表――各単組の実情について
　自治運営はいかにあるべきか
　自治予算はいかにあるべきか
　生活指導はいかにあるべきか
一、討　論　会
　組合と自治会の連けいを阻むものは何か

この組合は七割近くが婦人によって占められており、しかもその八割が事業場附属寄宿舎生活をしていますが、「組合活動そのものが婦人主体の活動である」との主旨から、現在は専門の婦人部をおいていませんので、「実状からいって、寄宿舎自治会全国大会が多くの婦人組合員を対象とする最大の会合である」という立前でこの会議がもたれました。

ここで話合われたことは執行委員会を経て下部に流され実行に移されるわけですが、大会と大会の間で、各支部の活動状況や問題を交換し合ったり、当面の運動方針――例えば冬期対策等について話合うため、本部が全国をいくつかのブロックに分けて会合をもち、又県支部の寄対部が単組を召集して会合をもつ等下部における横の連らくも絶えずとられているそうです。

(二)　**教育、啓蒙、文化活動**

組合における教育、啓蒙、文化活動は組合員の意識をたかめ、強力な組織をつくる上に重要な役割を果しますので、いずれも間接的な組織活動であるといえましょう。

対象は婦人組合員の意識の程度によっていくつかの段階に分けて行われていること は例年とかわりありません。

すなわち

一般婦人組合員のために
婦人指導者のために
幹部養成のために（この場合はほとんど男女合同）等です。

傾　向

具体的には講演会、講座、講習会、労働大学、組合学校など講義を主としたもの、座談会、こんだん会、討論会、研究会、読書会等、日常の身近かな問題や、当面の各方面の問題等について話し合いをすすめる方法、趣味や娯らく等の文化活動やレクリエイションを中心として組織生活を体験することによって組合員としての成長をはかるというやり方、啓蒙宣伝を主眼とした大会、弁論大会、キ

ヤンペイン――婦人週間や月間行事、働く婦人の福祉運動等、とくに本年は母体保護運動、話合い運動等が多くみられましたが――根気よくくり返されています。

とくに婦人組合員は組織活動の場でものべましたように、まだ全般的に組合の中に占める地位は低く活動も男子にくらべて積極性を欠き意識の低い人が多いと言われておりますので、一人のリーダーを育てるよりは、全体の水準を高めることをモットーとして、一般婦人組合員のための活動に重点がおかれているようです。

本年の目立った活動

最近多くの組合に小さいグループで話し合う会合――ふこん会、グループ討論会、おしゃべり会等――が定例会合として組織化されて誕生した例がみられるようになりました。

又、サークルにどんぐりクラブ、さつき会、かたつむりサークル、よもう会等と自分達で名をつけて、教養課目、演劇、交学、コーラス、手芸、料理等をそれぞれとり入れ、なかには輪番でグループ日誌をつけたりしながら、自分達のサークルとして育てゆく活動や、フォークダンス、コーラス、生活綴方運動、競技会、運動会等を主とした啓蒙宣伝活動が著しく活潑化してきているようです。

以上のほか婦人部と組合員家族、婦人部と母親、婦人部と地域の婦人団体が手をつないで共に伸びて行こうとする動きが従来にまして積極的になってきているようです。

次に婦人部が本年行った集会による教育啓蒙活動の例をあげることにします。

A　労働講座

ある組合の婦人部は青年部とていけいして本年二日間にわたる青年婦人の労働講座を開催し、青年部員もこれに参加しました。講座内容は

○国際、国内情勢について
○国会報告について
○今後の経済展望と労使のあり方について
○総選挙を中心とする政治情勢
○労働協約と労使のあり方について

などですが、なお講座内容については教育シリーズとしてパンフレットを作り、各機関に配布して普及につとめたそうです。

B　婦人指導者講習会

ある組合婦人部では婦人指導者の養成を目的として、毎年二回中央と地方に分けて婦人指導者講習会を開いています。

中央婦人指導者講習会は全国地方本部の婦人部長をあつめて、年間運動方針及び事業計画についての技術的な研究や指導法を講習します。

それからこの講習会に出席した人達が地方に帰って、全国を数ブロックに分れて、中央で受けてきたことをそれぞれ伝達する講習会が全国婦人指導者講習会とよばれ、下部組織の婦人部長を対象として行われています。

本年の講習テーマは「婦人家族補助組合対策を中心とした労働者の家族問題」でした。

C　組合学校

ある組合分会の青婦対策部では「分会の青婦人層の親睦をはかり、文化、教養、体育に関する諸活動を推進して明るい職場をきずきあげる」ことを目的として、今年初めて組合学校を開きました。

準備委員会をつくって、日取、場所、プログラムをきめ、手分けをしたり、兼任したりしながら講師の選定、予算捻出、備品、準備、宣伝、会場準備等に約一週間を費して、やっと開校にまでこぎつけました。

内容

午前　講演　最近の国内の経済

午後　フォークダンス

分科会

二分科会に別れ、時事問題等についてこんだん

幻灯

コーラス（プログラムの間におり込む）

当日の出席者のアンケートをみますと「想像以上にたのしかったからまたたびたび開いてほしい」が圧倒的で、好評のあったプログラムは講演、分科会、フォークダンス、コーラスの順序だったそうです。

なお、この組合では本年諸所の支部、分会の青婦対策部で組合学校がもたれ、たのしみながら組合意識をのばそうと、それぞれの趣向がこらされていたそうです。

D　婦人こんだん会

ある組合婦人部では気らくに話し合える場をもち、身近かな問題を話し合うために地区、単組毎に婦人こんだん会を作る運動をすすめています。

次の例はこの婦人部の機関誌からひろったある婦人こんだん会記事の一部です。

（方　針）

婦人こんだん会では、これまでいろいろな問題について勉強して参りましたが、うわすべりであったようにおもわれます。

今年こそは自分で判断したり、思っていることが自由に発言できるようになりたいものです。私達のもっている問題、希望要求は必ず組合の会議で発言し、解決をはかる習慣をつけましょう。明るい職場やたのしい寄宿舎にするために、みじかな問題をこんごとりあげてゆきましょう。

（当日とりあげた話題）

(1)　働きよい職場にするために

(2) 通勤者のために
(3) 寄宿舎を住みよくするために
(4) 食事の改善をはかるために

E 読 書 会

ある組合では、今年のはじめに青婦合同の読書サークルをつくることにし、各職場にビラをくばって希望者をつのりましたところ、婦人が多数参加しましたので、テキストをえらんではじめました。毎週1回、日をきめて行うことにし、はじめ指導者なしで進めていましたが、十分に知識がえられないので、途中から専門家を呼んで補足してもらうことにしました。

方法は、三・四名ずつのグループを六班つくり、各班が順を追って、毎週、担当のところを調べて発表することになっていますが、発表前の週は同班の人達で二三回集って図書館へ行くか参考書を借りたりして調べ、各自、調べた結果を報告し合ったり、当日の発表方法を研究し合ったりします。そして各班の発表が一廻りすると批判会を行うことになっています。

機関紙誌活動

機関紙誌による教育啓蒙活動としては、組合発行の機関紙の相当スペイスを「婦人の頁」として婦人組合員に提供しているところ、どんな婦人にも読んで分り易いようにと、表現法や記事のとり扱い方に苦心のあとがみられるところ、「自分達の機関紙」という意識を深めさせようと毎号、支部や単組の婦人幹部の一筆すい筆を写真入げでのせたり、組合員の作品を記事にしたり、それぞれ編集の苦心がうかがわれます。

しかしなかには「全体的に記事の扱い方が固くむつかしく、一般婦人組合員にはとつつきにくい」という声もきかれました。

又、多くの組合では中央組織はもとより支部、単組毎に婦人部で機関紙誌をもっており、会合の記録、キャンペインの状況、サークル活動、時事問題、当面の職場の問題の解説、調査結果の報告、組合員の感想文、生活綴方、詩、新しい歌の紹介等々が盛られています。

ていさいは活版、色つき表装のものをはじめ、婦人組合員自らの手になるガリ刷のもの等いろいろですが、それぞれ部員にアッピールするような名前がつけられて出されております。

未端の小さな組織の婦人達が自主的に青年組合員と協力して、自分達の機関誌を発刊する傾向は、この数年、年を追って盛になってきているようにみうけられますが、「これらの熱意と活動を、より効果的にするためには、なお編集、体裁を研究、工夫する余地はある」とある婦人組合員たちはいっています。

(3) 調 査

傾 向

婦人対策のための調査は中央及び地方組織、単組毎に大小の規模で、いろいろの問題について実施されておりますが、全般的に各面の実態を把握した上でなければ実質的な活動はむつかしいとの自覚に立つて、調査を活潑に行う傾向がみられます。

このことは一九五五年の活動方針に「調査活動の確立」をうたつている婦人部があることや、婦人対策予算の中に調査費が計上されているところがふえてきたこと等からもうなずかれます。

調査の意義について、ある婦人部では次のような意見をのべています。「婦人組合員の日常生活全般の細部にわたる実態調査を行い、その結果を分析、検討してみてはじめて、共通の重要な問題をつかむことが出来る。それにもとづいて年間の活動方針をきめる。」又他の婦人部でも「運動方針を実行に移す場合、まずその項目に関する実情、世論を把握し、諸事情を分析、検討した上で種々の対策を立てて実行に移すことが無駄も少く、効果的である」という声があり、このほかの婦人部でも、このような声をききました。

従つて調査テーマのえらび方、実施時期、方法、とりまとめ、報告書作成等が計画的で、組織活動や教育啓蒙活動等と常に結びついて行われていることが可成多くの組織にみられました。

しかし、中には「予算不足、人手不足等の理由からか、まだ婦人対策関係の調査があまり行われていない」といつているところもありました。

テーマ

一九五五年間に実施された婦人関係の調査のうち託児所、保育所(室)、産休、生理休暇等母体保護に関することが前年にひきつづき目立つていますが、これは最近全国的に有夫の婦人労働者が増加しつつある傾向と関連をもつものとも考えられましょう。

全般的にみて、調査テーマは昨年と大差なく、組織に関するもの、労働条件や職場環境に関するもの、組合活動に関するものについて調査を実施しているところが多く、昨年あまりみられなかつたケースとしては組合員家族に関する調査をとりあげた婦人部がふえてきたことです。次に多くの婦人部が実施していると思われるテーマの例をあげることにします。

○組織に関する調査
青婦人組織状況調査
婦人組合員の生活実態調査——職場及び家庭
婦人組合員の世論調査——婦人部に何をのぞむか。
○労働条件及び職場環境に関する調査
部門別婦人労働問題調査
労働条件実態調査
賃金調査
母体保護調査

産前、産後休暇に関する調査
哺育費調査
生理休暇実施状況調査
早出出勤についての調査
退職金に関する調査
託児施設に関する調査――設置、利用状況等
福利厚生施設実態調査
工場給食実施調査
寄宿舎の施設状況調査
○組合活動に関する調査
青婦の組織活動状況調査
産休実施状況調査
婦人事務服獲得状況調査
結婚資金獲得状況調査
○組合員家族に関する調査
労働者家族の調査
家族組合結成促進状況調査

調査概要

調査目的を大別しますと、(1)婦人対策の組織状況や活動状況、婦人組合員の生活実態や世論を把握して組織活動の基礎資料とするもの、(2)団体交渉、協約作成、闘争その他の運動資料とするもの、(3)会議用資料や教育啓蒙用資料作成のための参考資料とするもの(4)当面する婦人問題の実情を調べて対策を立てるための資料とするもの等となります。

調査方法は大規模のものでは支部、単組又は組合員をそれぞれ対象とする全数調査が多くみられ、本部で立案して地連等の組織を通して末端にながして行う場合が普通のようです。このほか目的によつては、本部で地域を指定し、その中で抽出により対象を定める層別無作為抽出法(又は作為抽出法)を用いている場合もみられます。又、組織内の調査が主であるため多くが郵送法によつているようです。このほか中、小規模のものでは支部又は単組単位、あるいは会合出席者等を対象とするアンケート等がたくさんみられます。

ほとんどが婦人部が主体となつて調査を実施しているようですが、なかには組織全体を対象とした調査の場合とくに婦人だけに関する項目を入れて婦人部でとりまとめるものもあります。又立案分析等の際、専門家の意見をきいたり、専門機関に委嘱して行つているところもありました。

次に調査概要例のいくつかをあげて参考に供しましょう。

A 青婦人組織調査　婦人対策部実施

調査対象　支部　八
　　単組　五五　計六三組織

調査項目

青婦組織の有無、名称、組織人員、規約の有無、組合規約の青婦に関する規定、責任者氏名、会費徴収の有無、予算構成、昨年度の事業実績、今年度の事業予定、中央組織に対する希望。

B 婦人組合員の生活実態調査　組織部(婦人対策担当)実施

調査対象　全婦人組合員　六七、〇〇〇名

調査項目

年令、学歴、役付の有無、勤続年数、本給、月給の使途、就職の方法、いつまで勤めるつもりか、通勤時間と交通機関、未既婚、職業と家庭の両立について、住宅、家族、家庭の職業、生理休暇について、産休、年休、休憩休息時間、深夜業、女子であるための不当な待遇の有無、組合活動について、結婚について、組合に対する希望。

C 母体保護調査

調査対象　全婦人組合員　六七、〇〇〇名

調査項目

(産前産後の休暇について)

産休をとつたことがあるか
産休は十分と思うか
妊娠障害休暇は必要か

(生理休暇について)

生理休暇制度を知つているか
生理休暇をとつているか。とつていない場合はその理由
職　種

D 哺育費調査(年間費用)

調査対象　婦人組合員　一三五名
　　農　村　六〇名
　　漁　村　三〇名
　　都　市　四五名

調査項目

哺乳費について

乳児の食事費類別の費用（ミルク、母乳、混合等）

衣料費

託児費

分娩費について

医療費

被服費

用具費

E　給食に関する調査　婦対部実施

調査対象　四八単組　延事業場数　一七〇カ所

調査内容

一定期間（一カ月）内の献立表

朝、昼、夕食毎の左記項目

主食

副食――料理名、材料名

漬物

(四)資料の作成

さきにのべましたように最近婦人組合員を対象とする機関誌紙活動が充実しつつあり、とくに婦人部独自の機関紙誌をもつ組合が多くなりましたので、パンフレットやリーフレットによつて個々に扱つていたテーマ――情報、時事問題、連絡事項、座談会記録、世論調査やその他小規模調査の結果、その他啓蒙的な事項等――を機関紙誌その他不定期部報にまとめて編集する場合が多い反面、調査報告書、会議議事録等を冊子として発行する組合が多くなる傾向がみられます。

これは、限られた予算との関係もあるわけでしようが、なかには大部なものを発行しつつ、なお常時の教育啓蒙、オルグ資料としてパンフレット、リーフレット類を出しているところもあります。又キャンペインを行う場合に、ポスター、リーフレット、しおり等を出しているところは従来通りかなりみられました。

次に機関誌紙、大会、代表者会議等の記録、調査報告書をのぞいた資料名の例をあげておきましよう。

例

最近における婦人労働者の実状

ぜひ産休補助教員を

託児所を作るまで

母体保護運動――働く婦人の皆さんのために

健康を守る運動

私達は当面なにをしなければならないか

わたしたちの生活を豊かにするために

明日へ向つて――私たちの生活記録

看護婦は何を求めているか

組合をしる運動

わたしたちのうた

自治会の法的能力について

寄宿舎規則の手びき

三、婦人部がとりあげた諸問題

この一年間婦人部は、運動方針に従つていろいろの問題を、それぞれの活動にもり込んで実施してきたわけです。成果をみたものもあれば、失敗したもの、本年中に解決がつかず来年に持越したもの、手が廻りかねてとりあげることができなかつたもの等結果はいろいろのようでした。

とりあげた問題

次に全国主要労働組合婦人部または青婦対策部が、本年中の活動にとりあげた婦人に関する問題の例をあげてみましよう。

○組織に関すること

未組織の開拓

婦人部の再設置を希望する

地方婦人部の活動状況や婦人組合員の声を本部へよく反映させる方法について

婦人組合員自身の意識が全般に低い。盛りあがらせるには、どうすればよいか

組合役員に女子をもつと出したい

ブロック別の女子オルグの交流

青婦対策協議会の運営について

他組織婦人部とのていけい

○雇用に関すること

婦人の職場縮少対策

結婚を条件とする退職勧告について

オートメーションと婦人の失業問題

職業教育の機会均等

研修会の発表者に婦人をもつと出したい

○労働条件、職場環境に関すること

就業時間
労働時間の厳守、バス車掌の早朝、深夜勤務について
深夜業の廃止
休けい時間の雑用廃止
賃　金
男女の給与差をなくす
賃金の値上げ
最低賃金制度について
超過勤務手当の完全支給
母体保護問題について
産　休
産休予備人員について
産前産後休業日数の延長
バス車掌の妊娠出産について
生理休暇
生理休暇を有給とすることについて
生理休暇の正しいとり方について
職場附属施設
託児所設置（社宅地域の場合をふくむ）
既設託児所の改善、増築について
授乳室、休養室、休けい室、更衣室等の設置
バス車掌のための入浴施設について
結婚資金と結婚休暇
事務服、作業服、制服について
病院看護婦の通勤を認めてもらうことについて
○寄宿舎に関すること
献立と食費について
寄宿舎の採炭
○その他
共稼ぎ問題
住宅問題
家族会結成の促進

以上の項目をみますと例年どこかの組合において必ずとりあげられている基本的な問題もかなりあります。

事　例

問題の種類により、組合の個々の事情によりその取りあげ方、解決の仕方はまちまちであるが、その具体的な事例をあげてみましょう。

（組織に関すること）

△ある組合には婦人部がないので、婦人の意見を反映する場に乏しく、不便を感じ傘下組合の婦人指導者達の懸案事項となっていましたが、青年指導者たちといけいして青婦対策組織を作ることになり、努力を重ねた結果、本年末その見通しがついたそうです。

△ある組合では女子オルグの交流により組織を強化しようと、各地区毎あるいは地区を超えて合同会議を開いたり、ある職場のオルグが他職場を訪問して一緒にレクリエイションの時をもったりして、全国的にかなりの成果をあげているようです。

（雇用に関すること）

△ある事業場では職級資格試験を男子にのみ適用していましたので、雇用機会の不均等を問題にした婦人部では代表者会議をもってしばしば論議し、女子であるために認めないという不当性に対して組合から交渉をつづけ、ついに「受験資格の条件には男女の差をつけない」という確認をえました。

（労働条件、職場環境に関すること）

△ある婦人部では組合の労働協約の一部改正要求項目中に、産前、産後休暇改善案を加えて、二年半組合交渉をつづけ、ついに、本年末成果をおさめることができました。

△ある婦人部では、産休、補助教員の設置を法制化にまでもってゆこうと、過去一年二ヵ月たたかいその間において全国産休実態調査や教職員家族調査等大がかりな調査を行って資料を作成する一方、他組織の協力をも求めて努力した結果が実を結んで、本年七月産休補助教員設置法が成立しました。

△これまで病院看護婦は全寮制であつたため、結婚しても通勤がゆるされませんでしたが、婦人部では「結婚しても働ける態勢をつくりたい」と労働組合の問題としてとりあげ、通勤が認められるようになつたということです。

（寄宿舎に関すること）

△寄宿舎の食事対策として給食委員会を設けて努力をつづけていたある婦人部では、本年も標準献立の作成を目さして、各単組の献立調査等を実施して資料を作成するなど、活潑な活動をした結果「現在の給与体系の枠内では相当と思える献立にまでなつたが、まだ今後の課題は残されている」といっています。

婦人部の反省

婦人部経過報告の中にのべられている一カ年の反省は、一般に抽象的で組織に対する全般的反省が多いようでした。

次にその抜すい例をあげて参考に供しましょう。

婦人組合員の数は全体の四〇%を占めているにもかかわらず、婦人役員の数は僅にわずかであり役員のなり手がなく役員になつてもその期間は半年か一年で常に交替しているのが現状です。したがつて婦人に対する積極的な啓蒙と要求解決のために専念することが不可能な状態にあると言えます。役員になり手がないのは、婦人の組合意識の低調が大きな原因になつていますが、組合員の中においても、組合の仕事は何か特殊な人間のする仕事だという見方と一部残存する封建的な家族の無理解と男子による婦人役員を敬遠する見方に原因があり、これらを克服するために、私たちは周囲の理解を深めることをしてきたでしょうか。

私たち組合員の生活を守るために、婦人部の任務もまた一層重要さをましてきた。私たちは、そのためにも、おのおの立場に目覚め、組合の強化発展のために起ち上らなければならない。

(1) 今までは婦人の声が組合に十分反映されなかつた。
(2) 婦人部の日常活動が不十分であつた。
(3) 婦人部役員は組合、会社のことや、政治経済の動きに関心がうすかつた。
(4) 会議の申し合わせが執行委員会に反映され、部員に徹底され、実行に移されていない。
(5) 部活動が計画的でなかつた。
(6) 婦人どうしの連けいが不十分だつた。
(7) 家族会結成促進の世話役活動が不十分だつた。
(8) 予算の裏づけをしていなかつた。

婦人が婦人だけで話合つて活動を進めようとするところに無理があり、婦人部活動がほうぼうにつき当るのではないかと思う。毎年同じような反省に終りどうどうめぐりをしているのではないか。もつと視野を広くし男子にも理解協力してもらうため、男子とともに話合う機会をもつといいのではないか。

婦人部は、本ものの運動に近すきつつあるのですが、まだ組合を自分たちのものともせず、傍観的に誰かがしてくれるという態度が残つていることが、婦人組合員の言葉の中に「組合にしてもらいたい」というのが可成りあることからもみられ、又男子を加えた職場全体、組合全体の理解と協力のないため婦人部が孤立していることが反省されます。

青婦合同で大会等をもつ場合、青年男子の活躍にくらべて、婦人が消極的であり、男子によつて会を指導されてしまう傾向がある。

共同の線で進めてゆくよう婦人部として研究、努力をする必要がある。

一部幹部だけがのみ込んで動き廻つているが、一般婦人組合員には理解されていない面があり、「どう活動していいか分らない」という声がしばしばきかれる。幹部だけが浮上ることのないよう、又一般婦人組合員もそれを傍観視しないよう、一体となつて組合活動を盛り上げて行きたい。

婦人部の課題

婦人部の課題について各婦人部のことばをまとめてみますと、

一、組合の中における婦人部の地位そのものを、もつとあげる研究、努力が必要である。そのためには、

○婦人役員を執行部へたくさん送り出す。
○婦人役員になつた者は、もつと勉強し、男子役員に十分ごして行かれるようにならなければならない。
○婦人部の役員と一般部員のつながりを強固にする。
同一人の役員任期があまり長期にわたりすぎないよう。多くの人が役員適格者になれるよう常に新人の養成につとめる。
○婦人部予算をもつとたくさんとる等

一、婦人部の殻に閉じこもりすぎないで、一般組合員としての自覚と行動をとり、組合員の権利と義務を履行する。そのためには

○一般組合の行事（とくに、講演、講座、討論会等）へおつくうがらずに参加する。
○婦人部で問題としてとりあげたことについて、男子組合員に、婦人部の見解をよく理解してもらい、同時に男子組合員の意見をもらき、組合の問題として同じ側に立つてもらう。
○おたがいに理解と親睦を深めるため、日常、男子組合員と話し合う機会を多くつくる。

一、婦人部自体の組織をかためる。——縦、横のつながりを、より強くする。そのためには
○組織生活の心強さと、たのしさをみんなに体験させる。
・小さいグループでの話合い活動をより普及する。
・サークル活動を普及する。
・レクリエイションと教育啓蒙をかねた気らくな会合を度々開く。
・機関紙誌発行にみんなが参加できるよう工夫する。

・小さな会合や紙誌の編集等は輪番制で責任を分ち合う。
・身辺に起きた職場での問題――例えば最近よくきく結婚、同じ職場のともかせぎ、妊娠等を理由に辞職勧告等を受けた場合――を一人で処理してしまわず、婦人の共通問題として婦人部にもちこみやすい習慣とふんいきを作り、婦人部の問題として解決策を考える。

○たての連絡を密にする。
・中央婦人部から中央の情勢（組合本部や婦人部の動き等）や資料を下部組織へもれなく、速かにしらせる。
・下部からの報告や連絡は、中央婦人部の者がもれなく知るように努め、必要があれば討議する。
又、出来るだけ中央の男子組合員にも回覧等の方法で知らせておく。
・中央婦人部は下部組織の巡回訪問や、地方会議を出来るだけ多くもつ。
・下部組織は、支部単組の種々の状況を定期的又はその都度中央に連絡する。
中央での大会には必ず代表者を送り、又事情のゆるされる限りたくさんの者が傍聴する。
・中央から配布されてきた機関紙誌や資料を、必要があればさらに分りやすく解説等を加えて、全員に行きわたらせる。
又、これらの資料等をよく知るため、内容をテーマに話し合う会合等をもつ。

○よこの連絡を密にする。
・同組合内の単組間。他組合との間、支部間、地区間で共同会合（こんだん、情報交換、情紹介、レクリエイション等）をもつたり、訪問し合つたりする。

一九五五年間に残された婦人部の活動には、それぞれみるべきものがありますが、来年への課題としてもち越された主なものは、組織に関する婦人部の基本的な問題でした。

「婦人部を強固にすることそして組合の中における婦人部の地位を高めると同時に、婦人部員は一般組合員としての本分を、履行するという基本線は、教育、啓蒙、文化、調査、資料、作成等の諸活動に肉づけされながら育ててゆくもので、結局婦人部活動全般にわたつて、絶えざる努力がなされなければならない」とある婦人組合員はいつていました。

附　表

付表Ⅰ 産業別単位労働組合数及び組合員数(1)

(1955年6月末現在)

産業	組合数	組合員数 総数	女	男	総数に対する女の%
		人	人	人	
全産業	32,012	6,185,348	1,473,734	4,711,614	23.8
農業	116	4,965	1,051	3,914	21.2
林業及び狩猟業	493	58,150	6,002	52,148	10.3
漁業及び水産養殖業	156	59,563	903	58,660	1.5
鉱業	1,058	378,088	27,687	350,401	7.3
金属鉱業	205	53,135	5,167	47,968	9.7
石炭鉱業	620	298,596	20,099	278,497	6.7
原油及び天然ガス生産業	31	5,257	263	4,994	5.0
非金属鉱業	202	21,100	2,158	18,942	10.2
建設業	1,860	320,660	80,583	240,077	25.1
製造業	9,620	1,937,348	579,476	1,357,872	29.9
食料品製造業	735	72,409	23,399	49,010	32.3
煙草製造業	58	29,255	13,870	15,385	47.4
紡織業	1,207	386,752	281,769	104,983	72.9
衣服及び身廻品製造業	118	18,413	12,882	5,531	70.0
木材及び木製品製造業	813	33,542	6,225	27,317	18.6
家具及び装備品製造業	122	4,829	516	4,313	10.7
紙及び類似品製造業	323	62,001	10,755	51,246	17.3
印刷、出版及び類似産業	590	86,972	15,564	71,408	17.9
武器製造業	9	2,735	652	2,083	23.8
化学工業	972	255,975	57500	198,475	22.5
石油及び石炭製品製造業	80	13,965	1,727	12,238	12.4
ゴム製品製造業	173	41,377	19,340	22,037	46.7
皮革及び皮革製品製造業	52	4,863	1,062	3,801	21.8
ガラス及土石製品製造業	601	85,411	19,305	66,106	22.6
第一次金属製造業	558	215,159	15,091	200,068	7.0
金属製品製造業	552	51,378	7,833	43,545	15.2
機械製造業	1,200	145,795	15,670	130,119	10.7
電気機械器具製造業	548	155,742	38,725	117,017	24.9
輸送用機械器具製造業	523	210,752	15,828	194,924	7.5

付表Ⅰ 産業別単位労働組合数及び組合員数(2)

(1955年6月末現在)

産業	組合数	組合員数 総数	女	男	総数に対する女の%
		人	人	人	
医療機械、理化学機械、写真機、光学機械器具及び時計製造業	186	39,827	12,202	27,625	30.7
その他の製造業	200	20,196	9,555	10,641	47.3
卸売及び小売業	1,715	165,863	58,286	107,577	35.1
金融及び保険業	1,449	308,508	117,590	190,918	38.1
不動産業	12	1,902	700	1,202	36.8
運輸通信及びその他の公益事業	7,541	1,479,324	177,785	1,301,539	12.0
鉄道業	2,005	403,496	10,488	393,008	2.6
地方鉄道及び軌道業	278	168,647	23,036	145,011	13.7
道路旅客運送業	437	69,944	16,633	53,311	23.8
道路貨物運送業	488	44,451	3,344	41,107	7.5
水運業	141	100,311	2,426	97,885	2.4
航空運輸業	−	−	−	−	−
倉庫業	118	8,038	1,337	6,701	16.6
運輸に附帯するサービス業	789	122,940	8,096	114,844	6.6
通信業	2,278	377,313	97,298	280,015	25.8
熱、光及び動力供給業	881	153,148	11,559	141,589	7.5
水道業及び衛生業	126	31,036	2,968	28,068	9.6
サービス業	4,890	925,831	308,315	617,516	33.3
自動車修理業及びガレージ業	122	16,851	1,425	15,220	8.6
その他の修理業	81	15,531	938	14,593	6.0
映画業	91	13,272	4,437	8,835	33.4
映画以外の興業娯楽劇場及び附随事業	43	3,183	1,473	1,710	46.3
教育	2,792	653,932	230,051	423,881	35.2
日本に駐留する外国軍隊施設	132	100,083	8,648	91,435	8.6
上記以外のサービス業	1,629	123,179	61,343	61,836	49.8
公務	3,108	543,047	115,051	427,996	21.2
分類不能の産業	24	2,099	305	1,794	14.5

(労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査)

付表Ⅱ 都道府県別単位労働組合数及び組合員数

(1955年6月末現在)

都道府県名	組合数	全国組合数に対する割合	組合員数 合計	女	男
			人	人	人
合計	32,012	100.0	6,185,348	1,473,734	4,711,614
北海道	2,817	8.8	361,461	53,606	307,855
青森	532	1.7	53,943	10,785	43,158
岩手	438	1.4	70,937	14,495	56,442
宮城	587	1.8	78,462	17,744	60,718
秋田	530	1.7	71,034	13,957	57,077
山形	559	1.7	59,588	15,740	43,848
福島	627	2.0	110,462	26,162	84,300
茨城	392	1.2	81,687	16,407	65,280
栃木	520	1.6	65,436	15,808	49,628
群馬	678	2.1	82,328	22,890	59,438
埼玉	582	1.8	102,498	28,560	73,938
千葉	490	1.5	84,913	20,429	64,484
東京	3,380	10.6	874,919	215,269	659,650
神奈川	1,218	3.8	314,119	55,846	258,273
新潟	774	2.4	134,946	34,530	100,416
富山	418	1.3	75,518	22,685	52,833
石川	411	1.3	63,638	19,054	44,584
福井	289	0.9	44,472	14,989	29,483
山梨	350	1.1	37,251	11,810	25,441
長野	1,314	4.1	123,992	33,742	90,250
岐阜	446	1.4	97,628	34,330	63,298
静岡	815	2.5	145,469	39,336	106,133
愛知	1,206	3.8	307,182	96,033	211,149
三重	502	1.6	109,924	35,876	74,048
滋賀	231	0.7	54,594	20,246	34,348
京都	735	2.3	147,427	42,707	104,720
大阪	2,040	6.4	477,057	128,929	348,128
兵庫	1,330	4.2	410,533	78,318	332,215
奈良	245	0.8	35,318	9,796	25,522
和歌山	363	1.1	55,530	14,482	41,048
鳥取	315	1.0	31,088	7,100	23,988
島根	452	1.4	42,546	11,151	31,395
岡山	469	1.5	94,422	25,311	69,111
広島	754	2.4	154,008	36,095	117,913
山口	660	2.1	129,047	23,984	105,063
徳島	348	1.1	44,605	13,474	31,131
香川	371	1.2	52,101	14,400	37,701
愛媛	479	1.5	87,041	21,989	65,052
高知	557	1.7	50,219	14,576	35,643
福岡	1,221	3.8	401,892	71,247	330,645
佐賀	338	1.1	60,228	12,034	48,194
長崎	477	1.5	109,494	18,142	91,352
熊本	539	1.7	83,827	21,706	62,121
大分	419	1.3	76,762	14,777	61,985
宮崎	354	1.1	55,819	13,478	42,341
鹿児島	724	2.3	81,614	18,245	63,369

注 各組合数及び各組合員数の府県別合計は全国の合計と一致しない。これは単一組織の下部組合の組合員数が他府県にあるその組合の上部組合と重複している場合があるので全国計においてはその重複分を除外して集計されただめである。

(労働省労働統計調査部調——労働組合基準調査)

付表Ⅲ 産業別、男女別労働組合推定組織率

（1955 年 6 月）

産業別	女子組合員数	女子雇用者数	雇用者数に対する組合員の%	男子組合員数	男子雇用者数	雇用者数に対する組合員の%
	人	人		人	人	
全産業	1,473,734	4,790,000	30.8	4,711,614	10,870,000	43.3
農林業	7,053	350,000	2.0	56,062	270,000	20.8
漁業及び水産養殖業	903	20,000	4.5	58,660	190,000	30.9
鉱業	27,687	50,000	55.4	350,401	410,000	85.5
建設業	80,583	190,000	42.4	240,077	910,000	26.4
製造業	579,476	1,710,000	33.9	1,357,872	3,380,000	40.2
卸売小売業及び金融保険不動産業	176,576	980,000	18.0	299,697	1,850,000	16.2
運輸通信業及びその他の公益事業	177,785	220,000	80.8	1,301,539	1,670,000	77.9
サービス業	308,315	1,120,000	27.5	617,516	1,240,000	49.8
公務	115,051	150,000	76.7	427,996	940,000	45.5
分類不能の産業	305	0	−	1,794	10	0.2

注 1) 組合員数は労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査による。
2) 雇用者数は総理府統計局労働力調査による。
3) 産業は日本標準産業分類大分類別。

付表Ⅳ 年次別、男女別労働組合推定組織率

男女別	年次	組合員数	雇用者数	雇用者数に対する組合員数の割合
		人	人	%
女子	昭和 23 年	1,507,017	3,300,000	45.7
	〃 24	1,519,782	2,980,000	51.0
	〃 25	1,304,332	3,440,000	37.9
	〃 26	1,352,620	3,620,000	37.4
	〃 27	1,322,014	4,050,000	32.6
	〃 28	1,357,965	4,050,000	33.5
	〃 29	1,381,623	4,470,000	30.9
	〃 30	1,473,734	4,790,000	30.8
男子	昭和 23 年	5,026,937	9,290,000	54.1
	〃 24	5,126,333	8,940,000	57.3
	〃 25	4,466,917	9,100,000	49.1
	〃 26	4,333,215	9,740,000	44.5
	〃 27	4,397,546	10,170,000	43.2
	〃 28	4,484,713	10,230,000	43.8
	〃 29	4,604,545	10,640,000	43.3
	〃 30	4,711,614	10,870,000	43.3

注 1) 労働省労働統計調査部調——労働組合基本調査による。
2) 雇用者数は総理府統計局労働力調査による。

（添付資料 1.）

全国主要労働組合系統表（1）

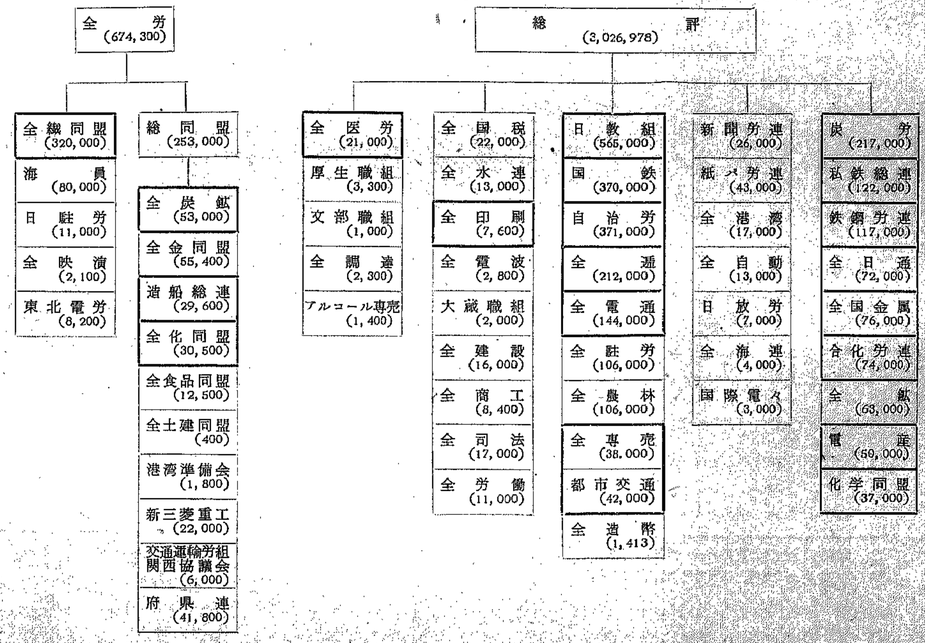

全国主要労働組合系統表（2）

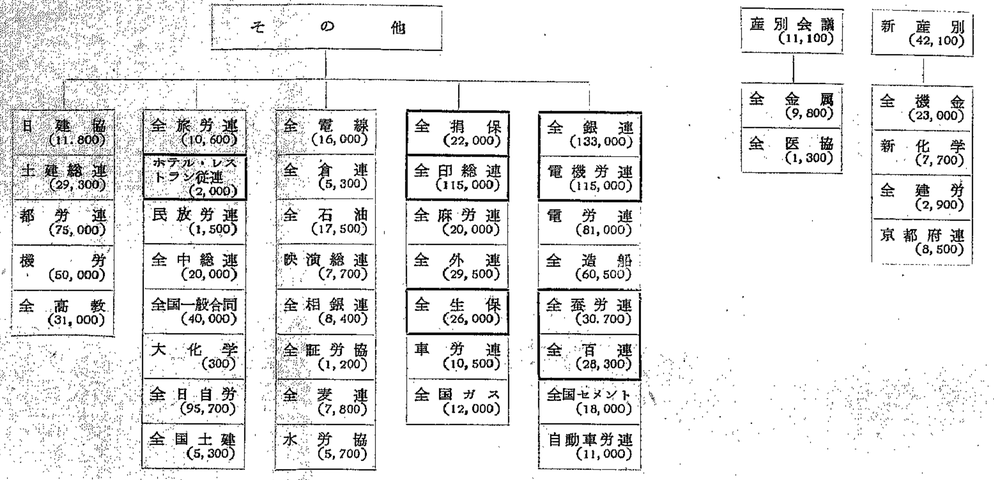

注 ▭ は概ね女子組合員数の多いもの

組合員数は主として昭和29年6月末労働省労働統計調査部一斉調査による。
但しその後変動ありと認められたものについては組合の呼称勢力等を採用した。

（労働省労政局——全国主要労働組合名簿）

（添付資料二）

全国主要労働組合婦人部・青年婦人対策部名簿一覧　昭和三十年八月二十日現在

組合名	略称	所在地	電話	婦人対策機構名	部長又は代表者	備考
日本労働組合総評議会	総評議会	港区芝公園八号地二	(45)四五三一 五四八〇六	青年婦人対策部	石黒　清 丸沢美千代	
日本炭鉱労働組合	炭労	千代田区神田三崎町二の四	(33)二二一 七二二五 四四八四			なし
日本私鉄労働組合総連合会	私鉄総連	港区芝高輪南町三〇	(49)一八三八 八五二八	青年婦人対策部	宮岡　武美	
日本鉄鋼産業労働組合連合会	鉄鋼労連	港区麻布森元町一の九	(48)一七〇八 二七八	青年婦人対策部	三浦　節夫	
日本電気産業労働組合	電産	中央区築地五の一	(54)一三九一		阿部　哲郎 部に包含	他の専門
全日通労働組合	全日通	千代田区三年町一	(58)一二六一	婦人部	大野　はる	
合成化学産業労働組合連	合化労連	港区本芝三の二〇	(45)五七〇〇 五七三〇	青年婦人対策部	渡辺きし子	
全国金属労働組合	全国金属	渋谷区桜ヶ丘二四	(46)四八〇〇	青年婦人対策部	平沢　栄一	
化学産業労働組合同盟	化学同盟	豊島区高田町二の二五	(97)三六一九	青年婦人対策部	渡辺　隆	
日本教職員組合	日教組	千代田区神田一ツ橋（教育会館内）	(33)六〇二九 八〇二一 七四五三	婦人部	千葉千代世 丸沢美千代	
国鉄労働組合	国鉄	千代田区丸の内二の国鉄労働会館内	(23)四〇四五 四〇〇四	婦人部	丸沢美千代	
全日本自治団体労働組合	自治労	千代田区永田町一の三 千代田区自治労会館内	(58)〇〇一七	青年婦人対策部	鈴木　敬憲	
全逓信従業員組合	全逓	新宿区信濃町三四谷郵便局内	(35)二四〇〇 二四六九〇	婦人対策部	坂本　咲子	
全国電気通信労働組合	全電通	港区青山北町四の一	(40)三一二一 ～五一		山野　和子 稲垣　竜枝	他の専門部に包含
全専売労働組合	全専売	品川区大井立会町五六五	(49)六六一〇 七九二二	青年婦人対策部	宇野八重子	
日本都市交通労働組合連合会	都市交通	港区麻布一本松七	(45)五四五三	青年婦人対策部	橋本　秋二	
全印刷局労働組合	全印刷	北区西ヶ原町三の五九	(91)二一六六	青年婦人対策部	吉住金之助	
全日本国立医療労働合	全医労	中野区新井町五一四	(38)〇五二六	婦人部	井上よしみ	
全日本労働組合会議	全労会議	港区麻布市兵衛町二の四 海員組合内	(48)八二八一 ～五			なし
日本労働組合総同盟	総同盟	港区三田四国町二の六	(45)五七五九	婦人対策部	上西　正雄	

全国石炭鉱業労働組合	全炭鉱	港区三田四国町二の六	(45)七二四三	青年婦人対策部	小林　一三	
全国造船労働組合連合	造船総連	〃	(45)七二四三	青年婦人対策部	永尾　一男 鈴木　政子	
全国化学労働組合同盟	全化同盟	〃	(45)五七五九	青年婦人対策部	斎藤　英雄	他の専門部に包含
全国繊維産業労働組合同盟	全繊同盟	〃	(45)五二〇六 ～八 五七九六		船山　登美	
その他						
全日本電気機器労働組合連合会	電機労連	港区本芝三の二〇	(45)三一八八		成井　一雄	他の専門部に包含
全国銀行従業員組合連合会	全銀連	港区青山南町六の一二	(40)〇九八二 ～四〇	青年婦人対策部	村本　昭	
全国蚕糸労働組合連合会	全蚕労連	中央区京橋三の二片倉ビル内	(28)四八〇六	婦人対策部	吉田止久子	
全国印刷出版産業労働組合総連合会	全日総連	文京区久堅町一〇八共同印刷内	(92)一一一 ～九	青年婦人対策部	高橋　武	
全国生命保険労働組合連合会	全生保	中央区日本橋兜町三の六	(67)五五五一	婦人部	堤　京子	
全日本百貨店労働組合連合会	全百連	台東区下車坂町九	(84)一〇七八	婦人部	柴田　明美	
全日本損害保険労働組合	全損保	中央区銀座西二の一	(56)四二九一	青年婦人対策部	尾島華次郎	
全日本ホテル・レストラン従業員組合連合会	ホテル・レストラン従連	千代田区神田駿河台三の一宮本ビル内三階一号室	(29)〇二二五	青年婦人対策部	中島　俊昭	

（労働省労政局全国主要労働組合名簿）

労働組合のなかの婦人　第50号
1955年

昭和31年5月30日　印刷
昭和31年6月10日　発行

編集兼発行人　東京都千代田区大手町1の7
労働省婦人少年局

印刷所　東京都中央区入舟町2ノ3
中和印刷株式会社